

陳情第66号	受理年月日	平成30年2月15日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	国民健康保険の社会保障制度としての充実について	
要旨	<p>国民健康保険は、公的医療保険であり、社会的に弱い立場にある人々の社会保障として運営することが求められる。</p> <p>2018年度からの国民健康保険の県単位化は、医療供給体制と医療費支払いをリンクさせ、国保運営方針に医療費抑制や徴収強化を組み込み、医療費削減を推し進めることが大きな狙いである。地域の病床削減などと一体的に進め、被保険者の医療を受ける権利を縮小するものとなっている。</p> <p>福岡県は、国保の赤字を税金で穴埋めして制度をスタートさせるという厚生労働省の方針に沿って、2018年度の保険料試算を示したが、保険料を決定するのは市町村である。北九州市がこれまで同様、個別の事情や歴史を反映した条例減免制度を継続し、保険料が払えないなどの声に柔軟に対応できる国民健康保険とするよう、次のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 2018年度の県単位化後における国民健康保険の制度及び保険料について、早急に市民に公表し説明すること。 必要な法定外繰り入れを継続し、2017年度の保険料水準を下回るよう努力すること。 県の求めに応じた加入者に対する強引な保険料の取り立てや差し押さえ強化はしないこと。 子供の均等割を廃止すること。 国民健康保険法に基づく一部負担金減免や保険料減免は、生活困窮者の実態に合わせて運用し、滞納があっても活用できる制度とするとともに、ホームページや市政だよりなどで広報を強め、周知すること。 低所得者・生活困窮者への独自の減免制度を設けること。 	

- 7 保険料滞納者に対する違法な差し押さえを行わないこと。
- 8 資格証や短期証の発行はやめ、病気など特別な事情がある場合は、無条件で保険証を交付すること。
- 9 持続できる国民健康保険とするため、納付金を引き下げるように県に要望すること。
- 10 国庫補助率を医療費の45%に戻すよう国に要求すること。